

# 「田健太の ジャーナリズム 時評」

月の記事から

差別(的)言動に関する本紙の立場は、ヘイトスピーチ(憎悪表現)は表現の自由のカテゴリーに入らない(あるいは、表現行為として絶対的に認められない)というものと思われる。しかし、日本の法制度において一定の表現行為を初めから表現の自由の土俵から排除してしまふことの危うさにつ

## 目配り期待

7月から8月にかけて、川崎市で「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(案)」についてのパブリックコメント(意見公募)が実施された。とりわけ左白コリアンに対するヘイトスピーチに対する対応策として、市はこれまでも集会等の公的施設の利用に関する事前規制を含むガイドラインを施行するなど、積極的に対応を示してきた。今回の刑事罰導入を含むいわゆるヘイトスピーチ規制条例の制定は、その第2弾ということだ。本紙はこの重大な人権侵害事態に対し、繰り返し罰則を含む法令に基づく強力な規制を求めてきた経緯がある。とりわけ、6月から8月にかけては、慎重ともに大きなペースを削いで報じてきた。

(毎月第3水曜掲載)



やまだ・けんた 専修大学ジャーナリズム学専任教授・学部長。専門は言論誌、ジャーナリズム研究。日本ペンクラブ専務理事。主筆に「産経報道」「法とジャーナリズム」第3版「見守りジャーナリズム」

いて、慎重な社会的合意の形成が必要ではなからうか。さらに言えば、本紙も慎重な指摘してきた。とりわけこの15年ほどの行政圧力による自由の縮減が進む、社会全体の不安状況の中で、より行政権限を強めることとの関係である。人権差別表現だけは特別で、他の表現行為には及ばないと言えるのかについての検討は十分だろうか。思惑性をもった一部市民のヘイト(的)言動が大きな人権侵害を発生させ、また自らも意見を罵にする講演や作品発表の機会を暴力的に奪ってしまっているという、極めて痛ましい事実がある。人権を激しく蹂躞する差別言動は、迅速に救済手続を要する必要があることも当然だ。しかし一方で、一般に抗議活動というものが、そういった暴力性を有しやすいことも事実であって、実際に労働組合運動においても、各種の政治的な抗議活動においても、激しい喧嘩言葉が使用されてきたのも、また一方の事実だ。そしてこうした抗議活動が、警察等の行政機関の恣意的な判断によって制約を受け、市民が逮捕されたり、高額賠償を求められてきたりしている最近の傾向がある。そうした状況を理解した上で、すでに一部で指摘されているように、一方の暴力的言動を刑事罰の対象とすることによって、もう一

# 表現の自由どう報じるか



ヘイト街宣に抗議する市民ら。川崎市の罰則条例へのエールも＝川崎市川崎区のJ R川崎駅東口

方の側の言動もさらに厳しい規制を受けようになる可能性はないのか。むしろこの危険性が必ずしも低くならないに、報道機関の配りが強く期待されることだ。

## 「使い分け」

「いま伝えなければいけないことを、いま、伝える。いま、言わなければならぬことを、いま、言う」とのがジャーナリズムのほんとうの責務と書いたのは新井直之だ。ここでいう、伝えるとは報道を、言うとは論評のことを示すと思われる。まさに新聞はこの二つを上手に使い分けながら、日常の報道を行っているということになる。では実際、この「うまく」には何が求められているのだろうか。

新聞における「論評」とは選別、社説やコラム、外部執筆者による寄稿などをさす。それ以外にも記者の主観を交えて意見を述べる記事を含めることもある。本紙の場合であれば、当欄が掲載される「論説・特報」欄は、この論評にあたるものが多いといえるだろう。たとえば本紙のウリの一つである、「時代の正体」も記者個人の思いを込めた主張的色彩が強いという意味では、論評・意見ともいえる。もちろん、報道にする論

評は、実際に裁判所も、「公正な論評(フェアコメント)の法理」として、論評や意見も事実の指摘である報道と同様に、コメントが公共性、公益性、そこには根拠である事実の真実性または真実であるとの判断に相当な理由(相当性)があつて、意見がその事実から合理的に推論できる場合は、名誉毀損の責任は問われないと判示している。あくまでも、事実に基づいたコメントであることが必要であつて、勝手な思い込みや噂をもとにした発言は、保護の対象とはならないと明らかにしていることになる。

## 事実と意見

そうさて、紙面が「主張」を持つことには賛成だ。本紙当欄も月10日付の選挙報道で触れた通り、形式的に公平を装うような客観中立報道至上主義は改めた方が長いと思つたからだ。本紙は以前、「偏つてますが、何か。」で話題になったように、その「悪しき慣習」に果敢にチャレンジしてきた。

だからその紙面上においても、大いにヘイトスピーチ根絶のための手法を提案することは必要だし、対応策の選択肢の一つとして

ての記事とともに、行政のありようについて常に懐疑的な目を向けることも必要だ。

しかもヘイト区対記事の場合、論評と報道が混然となつており、どこまでが事象を報じた事実の指摘である報道で、どこからがそれらに基づいて記者(あるいは社)の意見なのかかわかりづらくなつてい。あえて言えば、関連記事全体が意見の主張となり、「運動化」しているということもあろう。

本紙はこの間、市の条例化の動きをほぼ無条件に認め、紙面をあげてパブリックに賛成の意見を送るよう、読者に繰り返し呼びかけてきた。報道と論評の差なく意見、刑事罰が市民の総意であるとし、表現の自由の制約であるという懸念は払拭されており、さらには条例に反対することは権威であつて許されない、と報じてきたわけだ。

そうした立場にあるがゆえに一層のこと、行政機関と一体化して表現規制を強化する方向で「偏回」した場合の危うさは、常に注意を払う必要がある。そのための紙面上の工夫として、先に挙げた「時代の正体」は新聞内新聞として主観的な紙面作りが許される一方で、全く同じ主張が他の面でも同様なかたちで展開されることについては抑制的であつた方が、紙面全体としてはより読者力が増すのではなからうか。

さらに主観的記事であつても、区対意見を全否定したり、自らの主張に有利な事実のみを誇張したりすることは避けるべきだ。その意味で、パブリックにかかわる記事作りは、ヘイトスピーチを直ちにやめさせるための強力な手段を制度上確立したいという意欲的な気持ちに立っていることを理解するとしても、ヘイト規制のありようについては、社内でもさらなる議論を強く期待したい。

書籍化のお知らせ

連載「時代の正体」の書籍化第3弾「時代の正体vol.3 忘却に抗(あらか)い、語りつづける」が現代思潮新社から刊行されました。相模原障害者殺傷事件やヘイト

スピーチ、性差別の実態に多様な視点から迫っているほか、改憲や道徳教科化を巡るルポなどを収録。1800円(税別)で全国の書店で発売中。





ヘイトスピーチを犯罪として処罰する川崎市の条例を巡る報道から、「表現の自由」をどう報じるか、を時評する。

# 神奈川新聞

THE KANAGAWA

2019年[令和元年]

8月21日[水]

先負

©神奈川新聞社 27665号  
〒231-8445 横浜市中央区太田町2-23  
総合受付 045-227-1111 [1カ月3189円・1部120円]

スバイン料理・イサベラ  
**ISABELA**  
since 1969  
TEL 045-651-9026 JR線「関内」駅徒歩2分

きょうの天気 ☑ のち ☐ 一時、時々

北の風のち南の風、曇り屋すぎまで時々晴れ  
最小湿度60%、海上最大風速6.6m/s 横濱

6時	12	18	24	最高気温	最低気温	降水確率	洗濯指数【横浜】
				33	25	40	よく乾く
				32	25	40	よく乾く
				32	26	40	よく乾く
				33	24	40	よく乾く
				33	25	40	よく乾く
				32	24	40	よく乾く
				32	25	60	よく乾く

週間予報  
下段太字：最高気温/細字：最低気温

きょう	あす	23(金)	24(土)	25(日)	26(月)	27(火)
33/25	32/26	32/26	32/26	30/25	31/24	31/25
40%	50%	50%	50%	60%	50%	30%

各地の天気はテレビ画面をご覧ください。

# フリー就業者30万人超

## 政府支援へ20年に法整備

内閣府は20日までに、会社などの組織に属せず仕事を「フリーランス」として働く人が306万人、341万人で、就業者全体約6600万人の5%程度を占めるとの試算をまとめた。ITの進展や企業による副業・兼業の容認拡大とともに増える可能性がある。政府はプラットフォームと呼ばれる巨大IT企業規制の一環として、フリーで働く人との契約条件の透明化などの整備を盛り込んだ新法を来年の通常国会に提出する。大企業との取引で不利な立場にならないよう支援する。【関連記事22面】

### 背景に副業拡大

内閣府はこのうち、会社員や主婦で、副業としてフリーランスで仕事を請け負う人が100万人規模でいるとみている。働き方の柔軟性が伸びている一方で、労働者を守る関連法令は一般的には適用されず、発注側の企業から不利な契約条件を押し付けられたり、余計なコストを負担させられるという。建設や運輸は、個人による仕事の請負型が多い業界構造が背景にある。従業員ではなく個人が依頼に応じて仕事を宅配する「サブタイツ」など新たなサービスが広がっており、みずほフィナンシャルグループなど大企業でも副業解禁の動きがある。フリーランスを巡っては厚生労働省も4月に試算を公表しているが、内閣府は5万人を対象に新たにアンケートを実施し、より精密にした。幅があるのはフリー

ランスの正式な定義がなく、複数の条件を設定したため。人口減少や高齢化が進む中で、働き方を問わず、待遇改善や環境整備の重要度が伸びている。バブル崩壊後に学校を出た「就職氷河期世代」にはやむを得ず、非正規やフリーで働く人も多く、政府が3年間で30万人の正規雇用を増やす目標を打ち出している。

## 相模原市に愛着を

# ビッグトライド条例制定へ

相模原市の本村賢太郎市長は20日、市への誇りや愛着の醸成を目的とした「ビッグトライド条例」の制定に向けた検討組織を立ち上げることを表明した。早

内閣府が、フリーランスとして働く人が300万人超に上るとの試算をまとめた。かつては「会社主義」とまで称された日本でも、ITの進展などで組織に属さない働き方が浸透しつつあるが、国は詳細な実態をつかめていないのが現状だ。今回の試算を基に現場レベルの把握を急ぎ、不利な扱いを受けている人にはきめ細かい支援をする必要がある。

### 現状 実態つかめず

「調整弁」となる側面もある。一方、内閣府の調査では、企業との交渉力が高くきつとした契約を結ぶことができる人は、同じ内容の仕事でも報酬をより多く獲得できているという傾向も明らかになった。フリーランスを社会として活用するには、契約のルール化や、発注側による無理な要求の防止などを担保していくのが焦点となる。

## 華めく洋食器

大倉陶園 100年の歴史と文化

オテル・ドウ・ミックニ12ヶ月のプレート「セタ」(1985年) オテル・ドウ・ミックニ蔵  
会場：岐阜県羽代陶芸美術館  
会期：2019年8月10日(土)～11月4日(月)  
午前10時～午後6時

〈裏巻(共編)〉は戦時指導者として自らに抗する者を徴用して戦地への派遣などを目的に行い、そして反対派を黙らせた。いつの時代にも権力者が考えるとは同じらしい▶現代史研究家としてフイクション作家の保阪正康さん著「続・昭和の怪物七つの謎」(講談社現代新書)のあとがきから引いたところ続く。<権力は歴史などの感がしてくる。権力を自己本位に用いた側ははがてその権力に見事なまでに復讐される運命にあると私には思える▶前置きと合わせ、個性が強烈な十数人が登場。満州事変を引き起こした石原